平成２５年（フ）第７２号
愛知県稲沢市駅前１丁目８番26号
破産者　株式会社マツヤドライ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５号
愛知県刈谷市富士見町２丁目602番地
破産者　大建工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
愛知県岡崎市外山町字クイゼ36番・37番合併地
破産者　株式会社高橋屋
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
東京都江戸川区西一之江４丁目１番18号
破産者　株式会社スガノ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
滋賀県草津市馬場町207番地25
破産者　有限会社音島製作所
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県尼崎市七松町３丁目３番10号
破産者　株式会社東洋建機販売
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市池田町９番７―705号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目６番20号　フォレストビィラ203号
破産者　亡中條啓子相続財産
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０８１号
広島県安芸郡府中町浜田４丁目13番17号
破産者　株式会社府中タクシー
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６号
鹿児島県南九州市知覧町郡6097番地１
破産者　橋本　保子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第２９１号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地２―８―307、旧住所さいたま市見沼区東大宮７丁目41番地17
破産者　丸地　三郎
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４１号
津市芸濃町椋本892番地75、住民票上の住所埼玉県上尾市大字瓦葺1995番地９　ファンタジアⅡ202
破産者　白井　時子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
山口県山陽小野田市大字埴生602番地
破産者　村田　康彦
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７１６号
北九州市八幡西区星ケ丘４丁目７番13号
破産者　小林　道子（旧姓中嶋）
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３３９号
北九州市八幡西区下上津役２丁目６番６号
破産者　津村　純子
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２８号
熊本市北区楠１丁目８番６―109号　楠団地６棟109、前住所熊本県菊池郡大津町美咲野１丁目４番７号
破産者　田中　隆司
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２８号
札幌市清田区平岡２条４丁目３番55号
破産者　三上　　壽
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
盛岡市厨川５丁目10番35号
破産者　佐藤　哲也
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６号
宮城県塩竈市野田14番５号コーポ菅野Ａ―２号、開始決定時の住所宮城県塩竈市南錦町９番８号　ビバリーヒルズ102号
破産者　櫻井　庄治
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係